

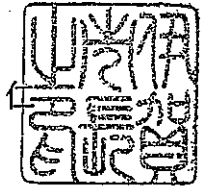


伊賀市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により別紙のとおり告示する。

平成 20 年 12 月 24 日

伊賀市長 内 保 博



1 伊賀市柘植町字戸代田に編入する区域

伊賀市柘植町字水落928の2の一部、928の4の一部、929、930の一部、931の一部、931の13の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地、公有地の全部、字惣田1329の一部、1329の2の一部、1374の2の一部、1375の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の全部

2 伊賀市柘植町字水落到編入する区域

伊賀市柘植町字梶原903の7、908の7、910の1、910の2、910の7、911、911の1から911の3まで、912から914まで、914の1から914の3まで、915、916の1、917の1、918の1から918の5まで、919の1及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地、公有地の全部

3 伊賀市柘植町字惣田に編入する区域

伊賀市柘植町字水落1012の1、1013、1014の2、1015、1016、1018の3、1018の4及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地、公有地の全部

4 伊賀市柘植町字宮ノ前に編入する区域

伊賀市柘植町字打越2474から2477まで、2477の2、2478、2479、2479の1、2480の2、2481の2、2484の2、2484の3、2485及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地、公有地の全部